

THE JCM MONTHLY REPORT 2011 NOVEMBER Vol.20 No.6

JCM

MONTHLY REPORT
JCMマンスリーレポート

特集 東日本大震災の報告2

東日本大震災の報告2
被災の現況とこれからの復興計画

2011
11

トピックス

公共工事の施工体制に関する全国一斉点検について
国土交通省直轄工事における総合評価方式の実施状況
(平成22年度年次報告)について
建設業許可業者の現況(平成23年3月末現在)

各種募集

第16回土木施工管理技術論文・報告集募集



社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

ケーブルクレーンの能率アップ



施工場所位置図



着工前現場付近



空中折曲げ装置付ケーブルクレーン



起伏装置付きケーブルクレーン



現場付近清掃

写真提供：株式会社 木島組
兵庫県土木施工管理技士会

特集 東日本大震災の報告 2

表紙：第15回土木施工管理技術論文報告集
土系舗装材料の製造・施工に関する工夫
(写真提供：大成ロテック株式会社)

■特集

東日本大震災の報告 2	2
(社)全国土木施工管理技士会連合会 専務理事 猪熊 明	
被災の現況とこれからの復興計画.....	4
岩手県土木施工管理技士会	

■トピックス

公共工事の施工体制に関する全国一斉点検について.....	7
国土交通省大臣官房技術調査課 技術管理係長 福田 勝之	
国土交通省直轄工事における総合評価方式の実施状況	
(平成22年度年次報告)について	10
国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター 建設マネジメント技術研究室	
建設業許可業者の現況（平成23年3月末現在）	15
国土交通省土地・建設産業局建設業課建設業適正取引推進指導室	
課長補佐 仲嶋 幹雄	

■各種募集

第16回土木施工管理技術論文・報告集募集.....	20
---------------------------	----

東日本大震災報告 その2

2011年8月25、26日に、技士会連合会主催で小林会長を団長とする総勢35名で岩手県沿岸の被災地視察を行いました（写真1）。

現地では津波の高さを実感する（写真2、4、5、9）とともに、1. 重力式の海岸堤防では内陸側の堤防付け根で越流による先掘が起こらないようにする必要がある（写真6）、一方捨て土中詰めの堤防では強度そのものが不足していた（写真7）、2. インフラ復旧後それを利用する需要をどう確保するかも重要な論点である（写真3）、3. 今回津波高が低く予想され安心して避難が遅れ数百mの距離でも間に合わなかった（写真8 奥の学校は無事）、よって将来構造物だけでなく避難も含めて安全を確保する場合、津波高の短時間での計測・予測が重要である、等を話し合いました。（文責 専務理事 猪熊）



1 観察団



2 陸前高田市役所



3 大船渡商店街復旧



4 釜石港



5 大槌町役場



6 山田町舟越地区 堤防



7 宮古市田老地区 堤防



8 田老地区 避難の方向と学校



9 田老地区 明治昭和の津波高
平成はさらに2m高い

被災の現況とこれからの復興計画

岩手県土木施工管理技士会

はじめに、去る3月11日に発生いたしました東日本大震災において、(社)全国土木施工管理技士会連合会を始め、全国の土木施工管理技士会の皆様には、心温まる義援金を頂戴いたしまして、この場をお借りして、衷心より御礼申し上げます。

東日本大震災からまもなく7ヶ月、岩手県総合防災室（9月30日現在）がまとめた県内の死者4,664人、行方不明者1,628人で、避難所と在宅を合わせた避難者は、最多（3月31日）時は34市町村399ヶ所で計54,429人おりましたが、9月30日現在4人になっております。

3月11日マグニチュード9.0という誰もが予想だにしなかった超巨大地震により、大津波が発生しましたが、この津波は「明治三陸津波（1896年）」と「貞觀津波」（869年）の双方のメカニズムを持つ可能性があり、高い波を伴った「明治」と陸地奥深くまで広がった「貞觀」の特徴が結合したことにより、被害が拡大したといわれております。

今回の大津波によって、本県では、12市町村で被害を被りましたが、特に野田村、山田町、大槌町及び陸前高田市は壊滅的な

被害を受けております。

私ども建設業界におきましても、会員、その従業員などに多くの犠牲者を出し、会社社屋も流出するなど甚大な被害を被っている中にあって、道路の啓開、損壊した道路・橋等の応急工事にあたった外、がれきの撤去や水道等インフラの復旧工事を行っています。

このような状況下で、家屋被害は全・半壊が29,544棟があったことから、被災者向け仮設住宅は県が入居希望件数を基に必要戸数を決定、不足が生じないよう、申込件数より約1割多い13,984戸を建設、8月11日に全てが完成し、予定者の入居を25日までに終えております。

一方、被災者が入居する民間の賃貸住宅を自治体が借上げ、国と自治体で家賃を負担する「みなし仮設住宅」の契約が増えていることから、県においては、申込み予定者の数の2,000戸を予定しております。

初期に整備された、7,000戸のプレハブ住宅は、構造が比率的単純で、早く大量に供給できる利点がありました。寒冷地仕様の仮設住宅でなかったことにより、断熱材を厚くするほか、窓や玄関の扉を二重に





したりして備えております。

また、団地環境の改善に取組む必要があり、入居者の希望によりスロープや手すりの設置、畳敷への変更の外、道路の未舗装団地については、10月末までに舗装を行っております。

岩手県のがれき量は、県の一般廃棄物12年分の約580万トンに上り、実行計画では来年3月をめどに仮置き場へのがれきの移動、処理については平成25年度末と設定しています。

試算では、1日当たりの可燃物処理1,143トンのうち県内現存施設で扱うのは655トン、整備を検討している仮設焼却炉は195トンで、残る293トンは県外処理としています。

環境省によると1次補正で計上したがれき費用3,519億円のうち、8月末までに被

災地の18自治体に対し1,800億円の補助金を出しているといわれておりますが、今後の支払いの見込み額を加えると、4,200億円に上るとしております。

沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況は、環境省において推計したがれき量の撤去率が県平均で89%となっております。

公共土木施設の被害箇所数（7月31日現在）は、県施設・市町村施設を合わせて2,666ヶ所2,990億9,700万円に上がっており、海岸施設の被害額が最も大きく1,784億2,200万円となっています。

これまで内陸部を中心に災害査定が行われており、7月25日からは沿岸部の査定もスタート、10月下旬をめどに災害査定をおおむね完了させたいとしております。

県は東日本大震災からの再興の設計図となる復興計画を8月11日に正式に決め、復



興と自立への取り組みを本格化することになりました。

県復興計画は、平成23～25年度の3年間を第1期「緊急推進期間」、平成26～28年度の3年間を第2期「本格復興期間」、平成29年～30年度の2年間を第3期「さらなる展開への連結期間」と位置付けています。

8年間の計画期間終了後は、次の県民計画につなげ、復興に向けた長期計画や市町村が策定する復興計画との整合性を持たせ

ることにしています。

今後、地域の復興には、多くの時間、労力と困難が伴うものと思われますが、私ども建設業界は、県民の安全・安心・快適のために県土の社会資本整備、災害対応という重要な役割を担っており、真の復興に向けて沿岸、内陸を問わず業界の総力を挙げて果敢に取組んでまいりたいと考えております。

【技士会会員限定のおしらせ】

JCMマンスリーレポートがHP(www.ejcm.or.jp)で2006年5号分のバックナンバーから技士会会員限定で閲覧・用語検索ができます。

1. (社) 全国土木施工管理技士会連合会 (JCM) のHP左側のサイト(技士会会員)を選択
2. 技士会会員専用へのログインで技士会会員専用画面にログイン
IDとパスワードを入力「ログインID(jcmxyz)とパスワード(abcz)但しxyzは、各都道府県技士会毎の番号は、下記を確認してください。」
3. JCMマンスリーレポート・土木施工管理技術論文の公開を選択してください。



【技士会ログインIDについて】

例 ログインID : jcm001 (北海道)

表 都道府県技士会番号一覧表

001北海道	002青森	003岩手	004宮城	005秋田	006山形	007福島
008茨城	009栃木	010群馬	011埼玉	012千葉	013東京	014神奈川
015新潟	016富山	017石川	018福井	019山梨	020長野	021岐阜
022静岡	023愛知	024三重	025滋賀	026京都	028兵庫	029奈良
030和歌山	031鳥取	032島根	033岡山	034広島	035山口	036徳島
037香川	038愛媛	039高知	040福岡	041佐賀	042長崎	043熊本
044大分	045宮崎	046鹿児島	047沖縄	051橋建	052塗装	053現場技術

トピックス

公共工事の施工体制に関する全国一斉点検について

国土交通省大臣官房技術調査課
技術管理係長 福田 勝之

1. はじめに

公共工事を適切に実施するためには、受注者による適正な施工体制の確保が重要となります。このため、国土交通省では、各工事を担当する監督職員によって日頃から施工体制の点検を行っているところですが、平成14年度から、監督職員以外の職員による一斉点検を全国において展開しています（以下、「公共工事の施工体制に関する全国一斉点検」という。）。本稿では、この取組みについて簡単にご紹介します。

2. 法的位置づけ

建設工事を行うにあたり、適正な施工体制を確保することは、「建設業法（昭和24年法律第100号）」において建設業者に対して義務づけられているところですが、特に公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」（以下、「適正化法」という。）及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」（以下、「品確法」という。）により、その徹底を一層確実にするための手続きが、発注者及び受注者に対して求められています。

また、「適正化法」では、公共工事の受注者に対して、施工体制台帳の写しを発注者に提出することなどを義務づけ（第13条）る一方、発注者に対しても、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検等を義務づけるとともに、一括下請けに該当すると疑うに

足りる事実（建設業法第28条第1項第4号）や、必要な建設業許可を有しない建設業者と下請契約を締結していると疑うに足りる事実（同6号）、施工体制台帳が作成されない場合（同第24条の7第1項）には、建設業の許可を行った国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知することを求めるなど、適切な施工体制の確保を担保するための受発注者の責務が位置づけられています。

さらに、平成17年4月施行された「品確法」においても、附帯決議の中で「施工体制の適正化を図るため、工程表及び施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底されるよう努める」ことが盛り込まれています。

3. 実施体制

国土交通省では、各工事を担当する監督職員によって日頃から、施工体制の点検を行うとともに、その結果を工事成績評定に反映させるなど、発注者として、適正な施工体制を確保するための取組を実施しているところです。

さらに、「適正化法」の施行を踏まえ、平成14年度からは、例年3ヶ月程度の点検期間を設定し、期間内に抜き打ちで点検を実施しています。点検は、当該工事を担当する監督職員以外の企画部（工事品質調整官、工事検査官）、営繕部（技術・評価課長等）、港湾空港部（港湾空港整備課長等）、各事務所等（副所長、工事品質管理官、技術課長、

<平成22年度の点検項目>

1). 基本点検項目

i. 監理技術者等の配置

- ①元請業者の監理技術者等の資格（JV構成員含む）・常駐（JV構成員のみ）（建設業法第26条等）、②監理技術者資格者証・講習修了証の提示（建設業法第26条第5項等）

ii. 施工体制台帳の備え付け等

- ①施工体制台帳の備え付け（建設業法第24条の7、重点点検）、②施工体系図の掲示（建設業法第24条の7第4項及び適正化法第13条第3項）③建設業許可票の掲示（建設業法第40条）

iii. 下請契約

- ①下請業者の建設業許可（建設業法第3条）、②明確な工事内容での下請契約（建設業法第19条の1、重点点検）、③適切な請負代金の支払い方法（建設業法19条の1、重点点検）

2). 元請業者の下請施工の関与状況等に関する点検項目

i. 元請業者の下請施工の関与状況

- ①発注者との協議、②施工計画書（品質管理計画等の立案）、③工程管理の実施、④施工管理（品質確保、検査・試験記録の保管）、⑤完成検査（下請業者の完成検査）、⑥安全管理（安全巡視の実施、安全衛生責任者の確認、作業主任者等の確認、足場の点検結果等の記録と保存状況の確認）、⑦施工調整及び下請業者への指導監督（施工体制台帳の把握、下請業者の主任技術者資格の把握、安全管理に対する指導、段階確認の実施、作業手順書の作成・指導・監督）

ii. 紛らわしい施工体系

- ①主たる一次下請人に直営施工がないケース、②特定の一次下請人が工事全体の大部分を施工しているケース、③工区割された近接工事を同一の一次下請人が施工しているケース、④下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工しているケース

3). 下請業者への点検項目

i. 下請業者の主任技術者の配置状況

- ・下請の主任技術者等の資格・常駐・同一性

ii. 下請業者の主任技術者へのヒアリング

- ①不当に低い下請負代金の禁止、②不当な使用資材等の購入強制の禁止、③契約どおりの下請負代金の支払い実態、④足場の点検結果等の記録と保存状況の確認

工務課長等）の職員が、監督職員等の立会の上で、受注者等から関係資料の提示やヒアリングの実施を通じて実施しています。

このような一斉点検は、他の公共工事発注機関とも連携しつつ実施しているところであり、平成22年度は47都道府県、19政令指定都市及び高速道路株式会社各社など9機関に対して一斉点検の実施を依頼しています。

4. 平成22年度の点検について

平成22年度は、10月～12月の3ヶ月間を一斉点検期間とし、抜き打ちで点検を実施しました。対象とする工事の規模は、請

負金額が2,500万円以上の工事（建築工事においては、5,000万円以上の工事）とし、特に低入札価格調査制度調査対象工事及びそれに準じて重点的な監督業務を実施する工事（以下「低入札工事等」という。）に重点をおきつつ、稼働中の工事の約10%にあたる820件について点検を行いました。

点検結果については、http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000136.htmlに掲載しておりますのでご確認ください。

5. まとめ

平成22年度の点検により、平成14年度に改善すべき事項として目立っていた建設業

法許可票の提示及び施工体系図の提示の基本点検項目について改善がみられるなど、公共工事の受注者の建設業法及び適正化法に関する理解と徹底が進んでいることが確認できました。また、発注者にとっても、監督職員のみならずそれ以外の者が点検を行うことにより、統一的な理解が得られてきたものと考えています。

一方、点検を行った工事の約22%にあたる180件の工事で改善すべき事項が見つか

るなど、同法の趣旨を徹底するためには、更なる取組が引き続き必要です。

国土交通省では、適正な施工体制の一層の確保を図るため、平成23年度も公共工事の施工体制に関する全国一斉点検を実施する予定です。また、本点検結果を踏まえつつ、引き続き通常の監督・検査業務を通じて対策を講じて参ります。他の公共工事発注機関においても、点検結果から適正な施工体制の確保に努めていただければ幸いです。

土木工事安全施工技術指針

－平成21年改訂版－

(平成22年4月発刊)

土木工事安全施工技術指針は、平成12年12月に労働省において「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」が策定されたことを踏まえ、平成13年6月に山岳トンネルに関する章などの改訂を行いました。

さらに平成21年4月に架空線等上空施設を加え改訂を行いました。

本書は、発注者・設計者・施工者の方が土木工事の安全施工について的一般的な技術的内容を理解することにより建設工事の適正な施工が確保され、一層の安全確保が図られるとの趣旨で編集されていますので広くご活用ください。

一般価格：2,500円 会員価格：2,000円 送料込み



●形式
A5版285頁

トピックス

国土交通省直轄工事における総合評価方式の実施状況 (平成22年度年次報告)について

国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター
建設マネジメント技術研究室

1. はじめに

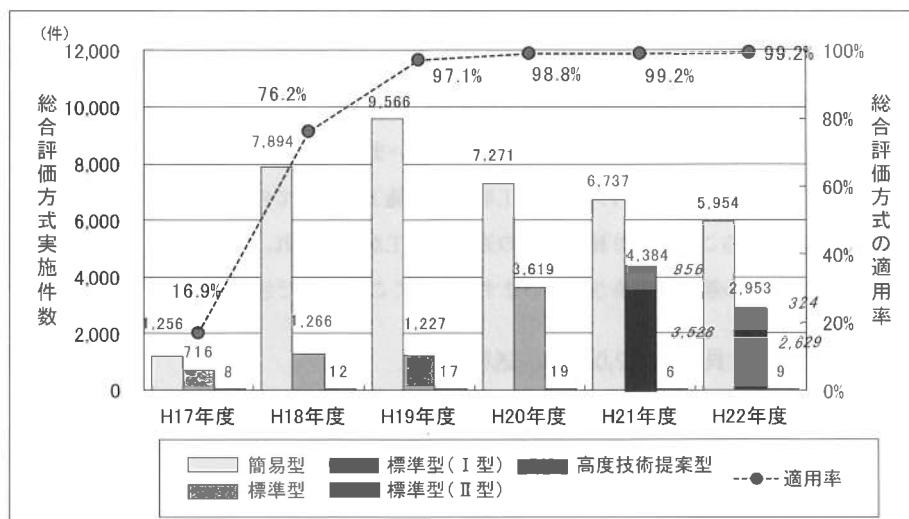
国土交通省では、国土交通省直轄事業における公共事業の品質のさらなる確保・向上を図るため、平成21年度に設置した「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」(座長：小澤一雅東京大学大学院工学研究科教授)において、総合評価方式の活用・改善や多様な入札・契約制度の導入等、入札・契約に関する諸課題への対応方針について検討を行っており、これら検討に資するため国土交通省における総合評価方式の現況を取りまとめた「国土交通省直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)」を作成しております。

本稿では、平成22年度の年次報告につい

てその速報版を作成しましたので、その概要を報告いたします。

2. 総合評価方式の普及・拡大の状況

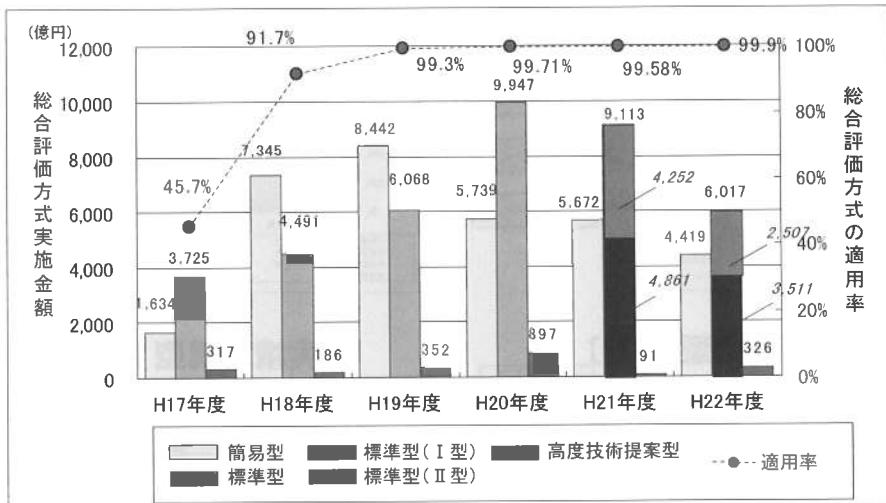
年度別及びタイプ別の総合評価方式の実施件数と実施金額について、それぞれ図－1及び図－2に示します。平成22年度における総合評価方式の適用率は件数ベースで99.2%となり、ほぼ100%の適用状況となっています。タイプ別では、最も多いのは簡易型の5,954件(全体に占める割合66.8%)で、最も少いのは高度技術提案型の9件(同0.1%)です。また、金額ベースでの平成22年度における総合評価方式の適用率は99.9%となり、ほぼ100%の適用状況となっています。タイプ別では、最も多いのは標



注1)8地方整備局における実施件数。

注2)適用率は陸意契約を除く全発注工事件数に対する総合評価方式実施件数の割合。

図-1 総合評価方式の年度別・タイプ別の実施状況(件数)



注1)8地方整備局における当初実施金額。

注2)適用率は随意契約を除く全発注工事金額に対する総合評価方式実施金額の割合。

図-2 総合評価方式の年度別・タイプ別の実施状況（金額）

準型の6,017億円（全体に占める割合55.9%）で、最も少いのは高度技術提案型の326億円（同3.0%）です。

金額ベースで1,690億円（同91.3%）です。

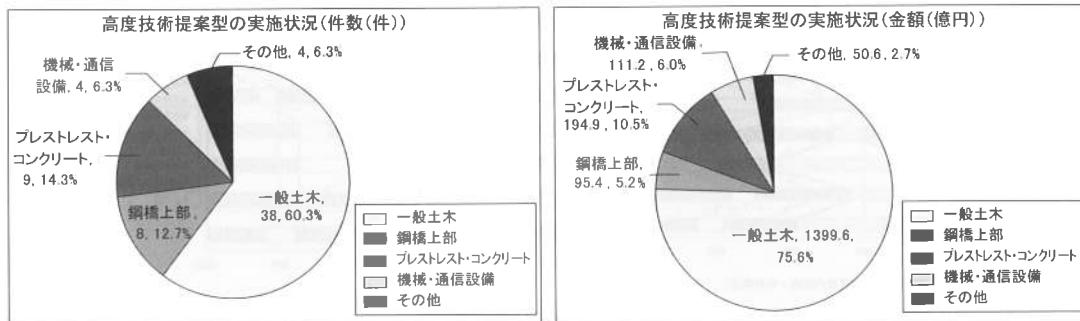
3. 高度技術提案型の実施状況

総合評価方式の各タイプのうち高度技術提案型について、工種別の実施件数と実施金額を図-3に示します。高度技術提案型は、平成18～22年度において、一般土木、鋼橋上部、プレストレストコンクリートの各工種において実施する場合が多く、件数ベースで55件（全体に占める割合87.3%）、

4. 技術評価の実施状況

総合評価方式の各タイプにおける加算点（満点）の設定状況について図-4に示します。加算点の配点の平均は、標準型（I型）58.1点、標準型（II型）46.8点、簡易型33.3点、実績重視型27.4点となっており、技術評価を重視する度合いが大きいほど高い配点となっています。標準型（I型）は加算点を60点以上とした件数が77.6%を占め、標準型（II型）は50点以上が74.0%、

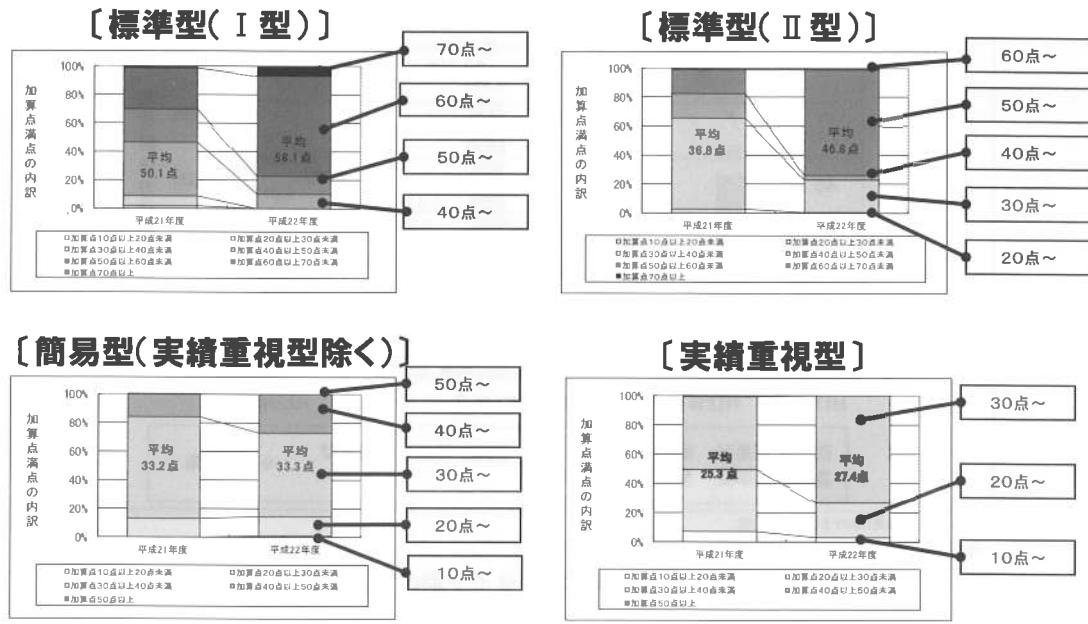
[高度技術提案型]



注1)8地方整備局を対象。

注2)全工種を対象。

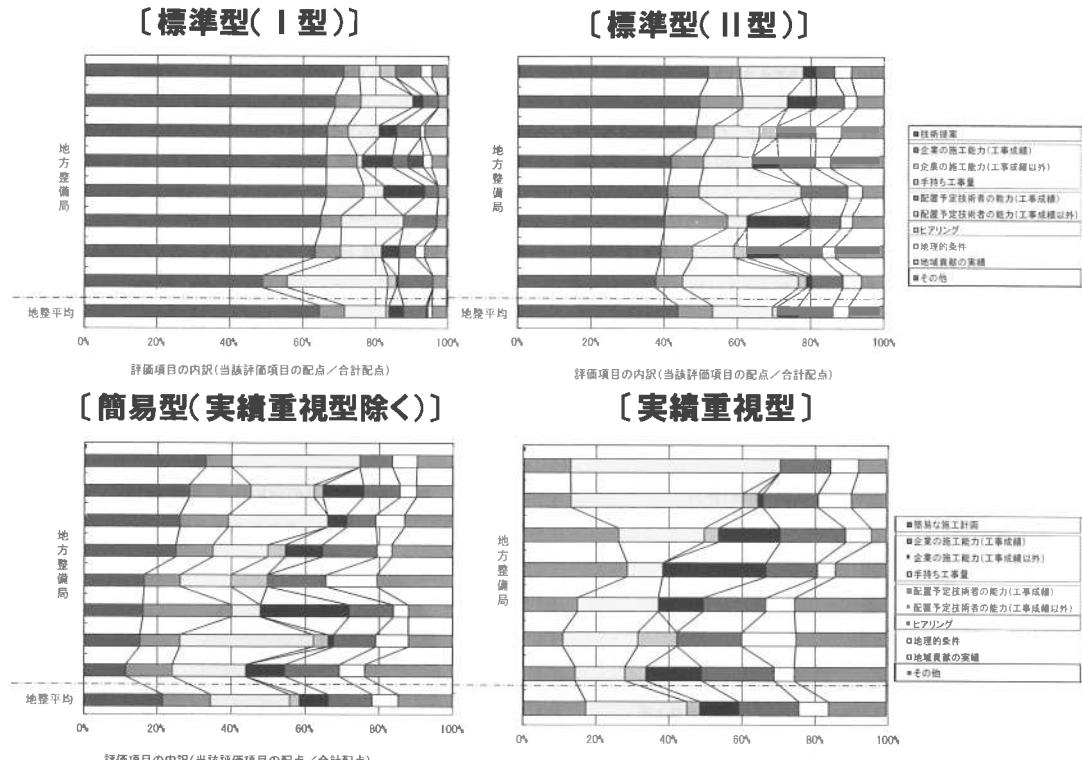
図-3 高度技術提案型の実施状況（平成18年度～平成22年度）



注1)主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部工)に該当する工事を対象。

注2)実績重視型は、「簡易な施工計画」に配点がされていない工事を含む。

図-4 各タイプにおける加算点満点の内訳



注1)各評価項目の詳細配点が確認でき、かつ主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部工)に該当する工事を対象。

注2)配点率は、合計に対する当該評価項目の配点の割合

注3)WTO対象工事を除外。

注4)実績重視型は、「簡易な施工計画」に配点がされていない工事を含む。

図-5 地方整備局別 各評価項目の配点率

簡易型と実績重視型は30点以上がそれぞれ85.7%、73.1%を占めています。また、地方整備局別評価項目の配点割合について図-5に示します。「技術提案」の配点率は、標準型（I型）は60%～70%程度、標準型（II型）は40%～50%程度となっています。簡易型では、「簡易な施工計画」の配点率が10%～30%程度の配点率となっています。コンクリート構造物工事と土工事の技術提案課題の配点率は、標準型（I型）、標準型（II型）いずれも、ほとんどの方整備局で「性能・機能」の配点率が高くなっています。

5. 標準型・簡易型における評価項目

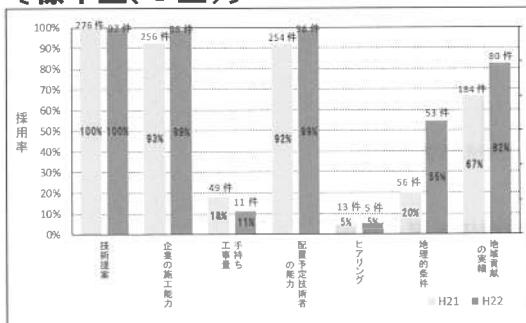
標準型・簡易型における評価項目の採用状況について図-6に示します。標準型（I型）では「技術提案」に次いで「企業の施工能力」

の施工能力」と「配置予定技術者的能力」の採用率が高く、標準型（II型）では「技術提案」と「企業の施工能力」に次いで「配置予定技術者の能力」と「地域貢献の実績」の採用率が高くなっています。簡易型の評価項目のうち、「簡易な施工計画」の他で採用率が高いのは、「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」及び「地域貢献の実績」で、ほぼ100%でとなっています。

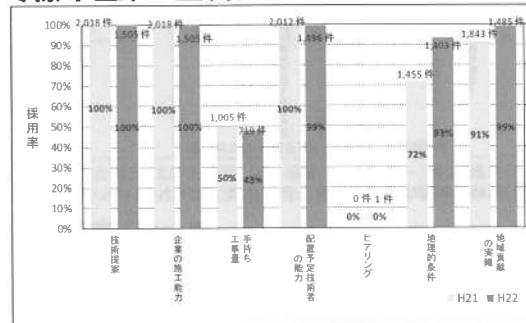
6. 落札者の状況（入札価格と技術評価点得点との関係）

「入札価格（最低価格、最低価格以外）」と「技術評価点の得点（最高得点、最高得点以外）」の関係で落札者の割合を年度ごとに整理した結果を図-7に示します。最高得点者（最低価格者以外）が落札した割

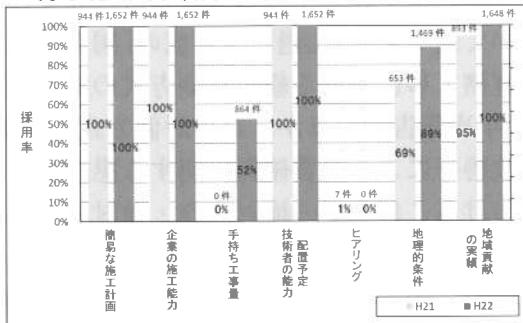
[標準型(I 型)]



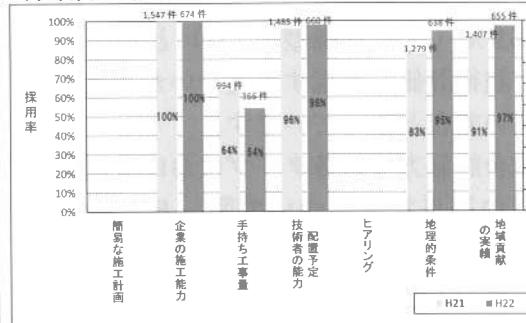
[標準型(II 型)]



[簡易型(実績重視型除く)]



[実績重視型]

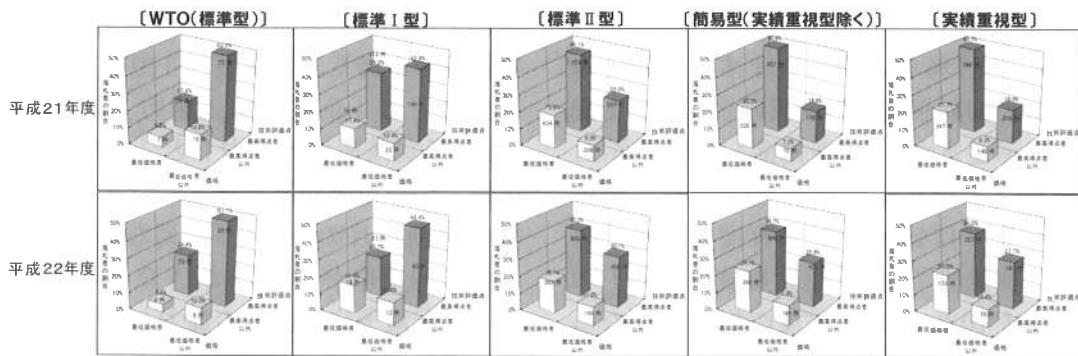


注1)採用率：総合評価方式の全適用工事に対する当該評価項目の採用工事の割合。

注2)平成21年度、平成22年度の契約工事のうち、主要4工種(一般土木、As舗装、PC、鋼橋上部工)に該当する工事を対象。

注3)WTO対象工事を除外。

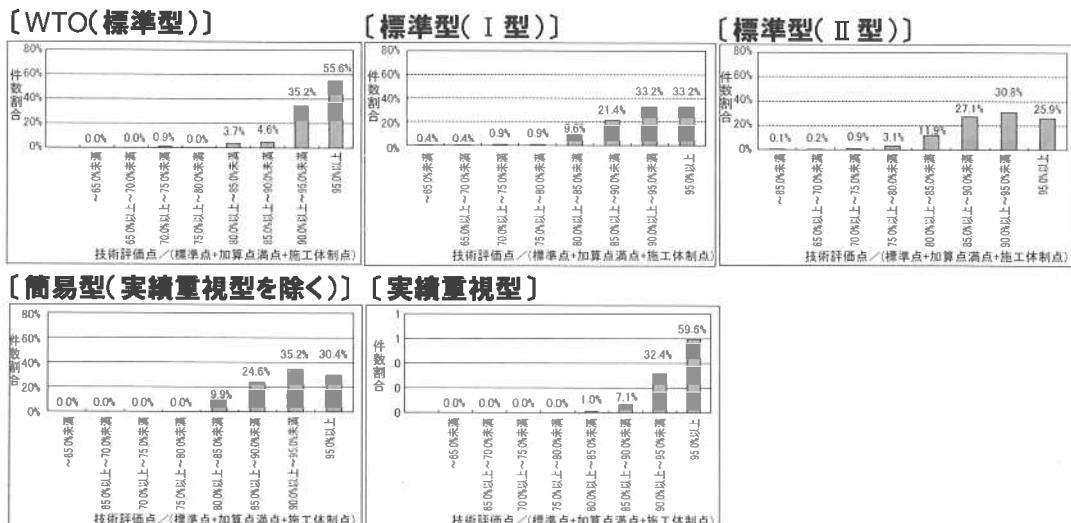
図-6 タイプ別評価項目の採用状況



注1) 主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部工)に該当する工事を対象。

注2) 実績重視型は、「簡易な施工計画」に配点がされていない工事を含む。

図-7 落札者の状況 (入札価格と技術評価点得点との関係)



注1) 主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部工)に該当する工事を対象。

注2) 実績重視型は、「簡易な施工計画」に配点がされていない工事を含む。

図-8 落札者の技術評価点得点状況

合は、WTO（標準型）61.1%、標準型（I型）46.4%、標準型（II型）30.1%、簡易型25.9%（実績重視型27.7%）となっており、技術評価を重視する度合いが大きいほど高い割合となっています。

総合評価方式の各タイプにおける技術評価点の得点状況について図-8に示します。加算点合計に占める技術評価点の割合は、WTO（標準型）、標準型（I型）、標準型（II型）、簡易型で90%以上となる件数が過半数を超えていました。

7. おわりに

今回は平成22年度の年次報告の概要について述べました。過年度作成の「国土交通省直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)」のほか、「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」におけるこれまでの検討内容・検討成果は国土技術政策総合研究所のホームページ(URL : <http://www.nilim.go.jp/lab/peg/index.htm>)に掲載されていますので、ご参照ください。

トピックス

建設業許可業者の現況（平成23年3月末現在）

国土交通省土地・建設産業局
建設業課建設業適正取引推進指導室
課長補佐 仲嶋 幹雄

建設投資額が平成4年度のピーク時に比べ半減する中、建設業許可業者数は平成11年度のピーク時と比べても17パーセントの減少にとどまっており、建設投資の急激な減少により、需給バランスが崩れ、建設産業は業者数としては過剰となっているものと考えられます。以下、建設業許可業者数の状況について、前年との比較、ピーク時との比較を中心に説明します。

1. 全国許可業者数

(1) 前年同月比

平成23年3月末（22年度末）現在の建設業許可業者数^{注1}は498,806業者で、前年同月比▲14,390業者（▲2.8%）の減少となりました。許可業者数が50万業者を下回ったのは、昭和56年以来30年ぶりです。

(2) ピーク時との比較

建設業許可業者数が最も多かった平成12年3月末時点の数と比較した事業者数の減少は▲102,174業者（▲17.0%）となりました。

(3) 平成22年度における新規許可・廃業等の状況

ア 新規許可

平成22年度中に新規に建設業許可を取得

した事業者は18,464業者で、前年度比▲1,728業者（▲8.6%）の減少となりました。（次ページ図）

イ 廃業等

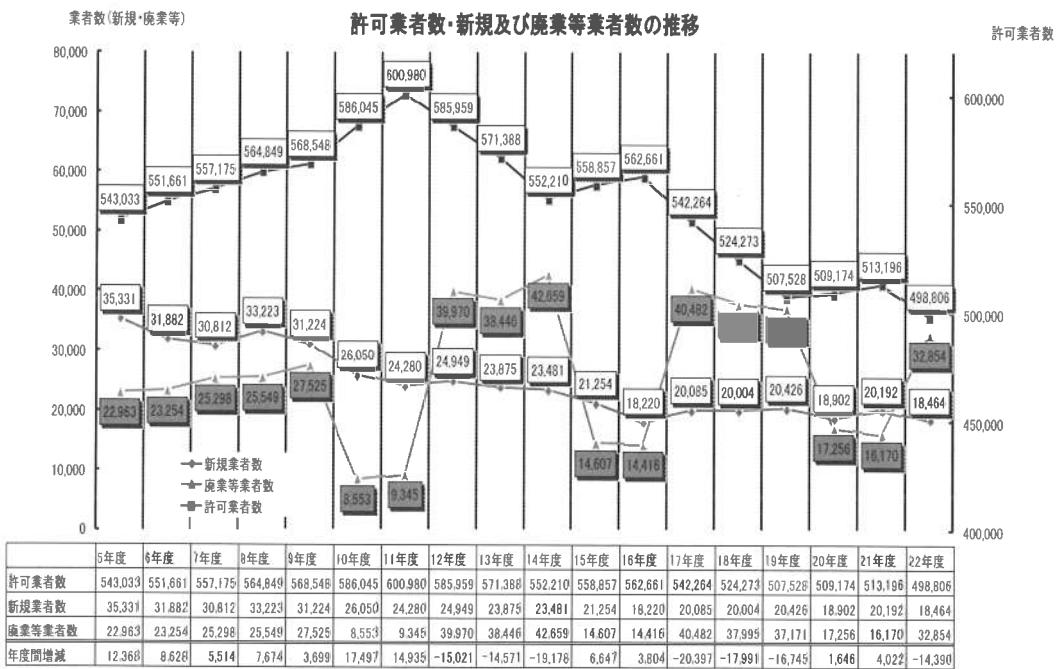
平成22年度中に建設業許可が失効した事業者は32,854業者で、前年度比16,684業者（103.2%）の増加となりました。内訳としては、建設業を廃業した旨の届出を行った事業者が11,502業者（前年度比1,396業者（13.8%）の増加）、許可の更新手続きを行わないことにより許可が失効した事業者が21,352業者（前年度比15,288業者（252.1%）の増加）となっています。（次ページ図）

2. 都道府県別許可業者数

都道府県別許可業者数は、東京都（46,460業者。全体の9.3%）、大阪府（38,399業者。全体の7.7%）、神奈川県（28,127業者。全体の5.6%）で多く、鳥取県（2,307業者。全体の0.5%）、島根県（3,179業者。全体の0.6%）、高知県（3,239業者。全体の0.6%）で少ない状況になっています。

各県の増減を見てみると中京圏、東京圏では減少傾向が小さく、近畿圏で減少傾向が大きくなっています。また、ピーク時からの減少率は大阪府が最も大きく51,455業

注1 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けて建設業を営む者の数。二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて建設業の営業を行う場合は国土交通大臣の許可を、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて建設業の営業を行う場合は当該都道府県知事の許可を取得する。



者から38,399業者への25.4%減、愛知県が最も小さく29,036業者から26,407業者への9.1%減となっています。

3. 一般・特定別許可業者数

(1) 一般建設業の状況

ア 前年同月比

一般建設業の許可を取得している事業者は477,102業者で、前年同月比では

▲13,793業者（▲2.8%）の減少となりました。

イ ピーク時との比較

一般建設業許可業者数が最も多かった平成12年3月末時点の577,709業者と比較したところ、一般建設業の許可を取得している事業者の数は▲100,607業者（▲17.4%）の減少となっております。

(2) 特定建設業の状況

ア 前年同月比

特定建設業の許可を取得している事業者は45,305業者で、前年同月比では

▲1,356業者（▲2.9%）の減少となりました。

イ ピーク時との比較

特定建設業許可業者数が最も多かった平成17年3月末時点の51,176業者と比較したところでは、特定建設業の許可を取得している事業者の数は▲5,871業者（▲11.5%）の減少となっております。

（注）一般建設業許可業者数と特定建設業

許可業者数の和が建設業許可業者の総数と一致しないのは、例えば電気工事業について一般建設業、建築工事業については特定建設業と、一般と特定の両方の許可を取得している業者の数が重複して計上されているからです。

4. 業種別許可業者数

(1) 業種別許可の総数

建設業の許可は、土木、建築等の28の業種区分が設けられています。平成23年3月末現在における業種別許可の総数は

1,432,496で、前年同月比▲0.9%の減少となりました。

(2) 業種別許可業者数

平成23年3月末現在において、許可を取得している事業者の数が多い業種は、

① 建築工事業

(177,407業者(全体の35.6%)が取得)

② とび・土工工事業

(161,895業者(全体の32.5%)が取得)

③ 土木工事業

(144,039業者(全体の28.9%)が取得)

となっており、一方、取得している事業者の数が少ない業種は

① 清掃施設工事業

(563業者(全体の0.1%)が取得)

② さく井工事業

(2,793業者(全体の0.6%)が取得)

③ 熱絶縁工事業

(11,959業者(全体の2.4%)が取得)

となっています。

(3) 前年同月比

前年同月に比べて取得業者数が増加した許可業種は14業種となっており、増加率は熱絶縁工事業が5.7%と最も高く、以下、ガラス工事業(4.3%)、防水工事業(4.1%)が続きます。業者数が増加した許可業種については、電気通信工事業と機械器具設置工事業を除き、1級建築施工管理技士の資格を有していれば取得できる業種であり、建設投資が減少するなかで、許可業種を増やして受注機会を確保するためではないかとの見方もあります。

また、前年同月に比べて取得業者数が減少した許可業種は14業種となっており、減少率は清掃施設工事業が▲4.9%と最も高く、以下、建築工事業(▲4.0%)、造園工事業(▲3.7%)、さく井工事業(▲3.7%)が続きます。

【業者数が増加した許可業種】

許可業種	前年同月比
熱絶縁	5.7% (650 業者)
ガラス	4.3% (567 業者)
防水	4.1% (957 業者)
鉄筋	3.6% (488 業者)
板金	3.3% (602 業者)
屋根	2.4% (843 業者)
クイル・れんが・ブロック	2.3% (799 業者)
電気通信	1.6% (206 業者)
塗装	1.5% (735 業者)
機械器具設置	1.4% (283 業者)
左官	1.4% (266 業者)
内装仕上	1.3% (888 業者)
建具	1.3% (307 業者)
鋼構造物	0.2% (169 業者)

【業者数が減少した許可業種】

許可業種	前年同月比
清掃施設	▲ 4.9% (▲ 29 業者)
建築	▲ 4.0% (▲ 7,442 業者)
造園	▲ 3.7% (▲ 1,139 業者)
さく井	▲ 3.7% (▲ 106 業者)
土木	▲ 3.3% (▲ 4,981 業者)
水道施設	▲ 1.9% (▲ 1,671 業者)
ほ装	▲ 1.8% (▲ 1,636 業者)
管	▲ 1.6% (▲ 1,368 業者)
とび・土工	▲ 1.3% (▲ 2,098 業者)
大工	▲ 0.2% (▲ 133 業者)
しゅんせつ	▲ 0.2% (▲ 85 業者)
消防施設	▲ 0.1% (▲ 13 業者)
電気	▲ 0.1% (▲ 32 業者)
石	▲ 0.1% (▲ 32 業者)

(4) 取得業種数別業者数

1業種のみの許可を受けている事業者は254,192業者(全体の51.0%)で、複数業種の許可を受けている事業者は244,614業者(全体の49.0%)でした。複数業種の許可を受けている業者の割合は、前年同月比0.4ポイント増加しました。

5. 資本金階層別業者数

(1) 平成23年3月末現在の状況

建設業許可業者数を12の資本金階層別にみると、「資本金の額が1,000万円以上2,000万円未満の法人」が24.8%と最も多く、以下、「資本金の額が300万円以上500万円未満の法人(24.0%)」、「個人(20.5%)」と続きます。

【資本金階層別の許可業者数、構成比、累積構成比】

●資本金階層の別	許可業者数	構成比	累積構成比
①個人	102,384	20.5%	20.5%
②資本金の額が200万円未満の法人	5,727	1.1%	21.7%
③資本金の額が200万円以上300万円未満の法人	1,430	0.3%	22.0%
④資本金の額が300万円以上500万円未満の法人	119,572	24.0%	45.9%
⑤資本金の額が500万円以上1,000万円未満の法人	66,663	13.4%	59.3%
⑥資本金の額が1,000万円以上2,000万円未満の法人	123,631	24.8%	84.1%
⑦資本金の額が2,000万円以上5,000万円未満	62,342	12.5%	96.6%
⑧資本金の額が5,000万円以上1億円未満の法人	11,278	2.3%	98.8%
⑨資本金の額が1億円以上3億円未満の法人	2,879	0.6%	99.4%
⑩資本金の額が3億円以上10億円未満の法人	1,478	0.3%	99.7%
⑪資本金の額が10億円以上100億円未満の法人	1,045	0.2%	99.9%
⑫資本金の額が100億円以上の法人	377	0.1%	100.0%

個人及び資本金の額が3億円^{注2}未満の法人の数は495,906業者となっており、建設業許可業者数全体の99.4%を占めています。

(2) 前年同月比

前年同月比では、資本金の額が300万円

未満の法人及び「500万円以上1,000万円未満の法人」が増加傾向、「個人」、「資本金の額が300万円以上500万円未満の法人」及び資本金の額が1,000万円以上の法人が減少傾向にあります。

【資本金階層別の許可業者数、前年同月比】

●資本金階層の別	許可業者数 (23年3月末)	前年同月比	
①個人	102,384	▲ 5,536 (▲ 5.1 %)
②資本金の額が200万円未満の法人	5,727	1,103 (23.9 %)
③資本金の額が200万円以上300万円未満の法人	1,430	303 (26.9 %)
④資本金の額が300万円以上500万円未満の法人	119,572	▲ 3,479 (▲ 2.8 %)
⑤資本金の額が500万円以上1,000万円未満の法人	66,663	6 (0.0 %)
⑥資本金の額が1,000万円以上2,000万円未満の法人	123,631	▲ 5,401 (▲ 4.2 %)
⑦資本金の額が2,000万円以上5,000万円未満	62,342	▲ 1,259 (▲ 2.0 %)
⑧資本金の額が5,000万円以上1億円未満の法人	11,278	▲ 18 (▲ 0.2 %)
⑨資本金の額が1億円以上3億円未満の法人	2,879	▲ 30 (▲ 1.0 %)
⑩資本金の額が3億円以上10億円未満の法人	1,478	▲ 31 (▲ 2.1 %)
⑪資本金の額が10億円以上100億円未満の法人	1,045	▲ 41 (▲ 3.8 %)
⑫資本金の額が100億円以上の法人	377	▲ 7 (▲ 1.8 %)
合計	498,806	▲ 14,390 (▲ 2.8 %)

注2 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）では、建設業を主たる事業として営む者について、資本金の額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人を中小企業者としている。

(3) ピーク時との比較

建設業許可業者数が最も多かった平成12年3月末時点の数と比較したところでは、「個人：▲55,843業者（▲35.3%）」、「資本

金の額が1,000万円以上2,000万円未満の法人：▲42,338業者（▲25.5%）」の階層で、業者数の減少が顕著となっています。

【資本金階層別の許可業者数、ピーケ時（H12年3月末時点）との比較】

●資本金階層の別	許可業者数 (23年3月末)	12年3月末時点との比較
①個人	102,384	▲ 55,843 (▲ 35.3 %)
②資本金の額が200万円未満の法人	5,727	5,002 (689.9 %)
③資本金の額が200万円以上300万円未満の法人	1,430	1,163 (435.6 %)
④資本金の額が300万円以上500万円未満の法人	119,572	▲ 11,512 (▲ 8.8 %)
⑤資本金の額が500万円以上1,000万円未満の法人	66,663	2,471 (3.8 %)
⑥資本金の額が1,000万円以上2,000万円未満の法人	123,631	▲ 42,338 (▲ 25.5 %)
⑦資本金の額が2,000万円以上5,000万円未満	62,342	▲ 1,620 (▲ 2.5 %)
⑧資本金の額が5,000万円以上1億円未満の法人	11,278	1,148 (11.3 %)
⑨資本金の額が1億円以上10億円未満の法人	4,357	▲ 439 (▲ 9.2 %)
⑩資本金の額が10億円以上の法人	1,422	▲ 206 (▲ 12.7 %)
合計	498,806	▲ 102,174 (▲ 17.0 %)

土木施工管理技士が知っておくべき 公共工事の検査 CPDS指定技術講習用テキスト

出来映えなどの写真を豊富に使い技士だけでなく発注者やコンサルタントの方にも大変参考になります。

1. 総論
2. 施工
3. 検査
4. 参考資料

一般価格：2,500円 会員価格：2,100円 送料込み



図書の購入は、ホームページwww.ejcm.or.jp/の図書オンライン
購入からできます。

第16回 土木施工管理 技術論文・技術報告 募集

(社)全国土木施工管理技士会連合会(以下、JCM)(協賛:(財)日本建設情報総合センター(JACIC))は、技術論文・技術報告を募集します。優秀な技術論文・技術報告に対しては、最優秀論文賞等の賞を設け表彰します。

応募要領

1. 募集対象者：土木施工管理技士(1級または、2級有資格者)で個人または連名(共同執筆者は2名まで)
2. 対象工事と内容：工事規模の大小・工種の制限はありません。他団体、JCM(CPDS含む)に提出した論文・報告は応募出来ません。
3. 原稿形式：技術論文と技術報告の2分野があります。
 - (1) 内容：工事現場での課題・問題とその解決、現場における簡単な創意工夫、ITやマネジメントによる現場の改善、技術の伝承、技術的な内容などで他の施工管理技士の参考になるもの。
 - (2) 技術論文：必要な図(写真含む)・表と、全体で3,000文字～3,500文字程度で、A4用紙4枚程度。
 - (3) 技術報告：必要な図(写真含む)・表と、全体で1,500文字～2,000文字程度で、A4用紙2枚程度。
 - *論文・報告共通：図(写真)表には、個々に簡潔な説明と番号を付け、ページの半分以下とします。
 - (4) 様式：Word様式離型(1行22字の2段組)をJCMホームページ(www.ejcm.or.jp)技術論文サイトに掲載していますので、これをご使用ください。容量は20 MB以内とします。参考までに過去の優秀論文・報告も掲載しています。
 - (5) 構成項目：論文・報告の構成は、原則以下の①～④にして下さい。
 - ①はじめに(適用工種 工事概要を含む)
 - ②現場における課題・問題点
 - ③対応策・工夫・改善点(特に個人として実行したこと)と適用結果
 - ④おわりに(他の現場への適用条件、今後の留意点など)
 - (6) 著作権：図・表及び本文を引用した場合、JCM提出前に、必ず出典元許可を事前に得て、発注者の確認もお願いいたします。

4. 応募

- (1)論文・報告応募：インターネット応募、もしくは用紙による応募があります。応募頂いた原稿の返却は行いません。
 - 1) インターネット応募はJCMホームページから簡単にでき、申請直後に受付メールが送信されます。非技士会員の方は、インターネット応募のみです。
 - 2) 所定の用紙による応募は、各都道府県等土木施工管理技士会事務局のみで受け付けています。
- (2)締め切り：平成24年1月6日(金)着厳守 各都道府県等土木施工管理技士会事務局
平成24年1月12日(水)着厳守 (社)全国土木施工管理技士会連合会(JCM)
- (3)応募制限：一人一回応募のみ。論文と報告の重複応募は不可。主執筆者と共同執筆者の重複応募も不可。
共同執筆者は2名まで。会社単位では、論文、報告で1社各5件までとします。
- (4)応募料金：技士会会員は、無料です。非技士会員(主執筆者)は、2,000円を下記口座にお振込みいただき、振込み記録(送金票控え)を受付通知メールと一緒にJCM宛にFAXしてください。FAX番号 03-3262-7420
口座名義 JCM 銀行口座：りそな銀行 市ヶ谷支店(普通)1112461
- (5)受理ユニット：内容が一定水準以上で原稿形式が応募要領を満たしているものを受理し、JCMにて平成24年2月末頃、ユニットを付与します。不受理になった論文・報告にユニットは付与されません。ユニット詳細は下表をご参照ください(*印)。

5. 表彰

JCM論文審査委員会で審査し、各賞を選定します。応募総数により表彰数が異なることがあります。各賞の追加ユニット付与は5月末頃です。発表はJCMホームページ、会誌JCMマンスリーレポートに掲載します。最優秀論文賞受賞者には表彰式で、簡単な発表をお願いすることがあります。 *下表ユニット数は主執筆者分、()内は共同執筆者分で、受理ユニットを含みます。

分類	賞の種類	表彰賞金等	ユニット	備考
技術論文	最優秀論文賞	10万円 1名 (増岡康治記念会基金より)	30(6)	ITマネジメントも含め、最も優秀な論文
	ITマネジメント賞	7万円 1名 (財)日本建設情報総合センター	25(5)	IT(情報技術)を利用して工事(改築・改修・新設・維持等)の工期短縮、施工合理化、品質向上、安全性向上、環境保全等に役立てた内容の優秀な技術論文
	優秀論文賞	2万円 3～4名程度	25(4)	ITマネジメントも含め、優秀な論文
	特別賞	2万円 (該当するもの)	20(4)	環境などの特定分野において秀でている論文
	受理技術論文	入賞選外の受理技術論文	15(3)	主執筆者は15ユニット、共同執筆者は3ユニット付与(*)
技術報告	優秀報告賞	1万円 5～10名程度	15(3)	現場における工夫例を記述した報告
	特別賞	1万円 (該当するもの)	15(3)	環境などの特定分野において秀でている報告
	受理技術報告	入賞選外の受理技術報告	10(2)	主執筆者は10ユニット、共同執筆者は2ユニット付与(*)

現場の失敗 (平成23年版)



工事の失敗を未然に防ぐために、全国の会員に実体験をもとにした「現場の失敗」例を募集したところ、今後の事に役立つならばと数多くの原稿が寄せられました。現場で悔し涙をのんだ生々しい率直に綴られた失敗事例は、多くの会員からの共感を呼び、失敗原因を究明し、今後の教訓をくみとった実例は具体的な注意を喚起しました。「失敗の発表はなかなかできないこと。このように失敗を明らかにし、きちんと反省した例を読むと、技術者への信頼感を増すことにつながる。」と評価する声も聞かれています

会誌編集委員会

(敬称略 平成23年8月現在)

委員・幹事

委員長	勢田 昌功	国土交通省大臣官房建設システム管理企画室長	浅古 勝久	国土交通省大臣官房技術調査課長補佐
委 員	山口 勝	埼玉県土木施工管理技士会 (社)埼玉県建設業協会 参事・技術部長)	城谷 泰朗	国土交通省土地・建設産業局建設業課長補佐
	諫訪 博己	東京土木施工管理技士会 (前田建設工業株 東京土木支店営業第一部長)	宮本 健也	国土交通省水管理・国土保全局治水課企画専門官
	福井 敏治	(社)日本建設業連合会 (鹿島建設株土木管理本部土木工務部担当部長)	信太 啓貴	国土交通省道路局国道・防災課専門官
	高橋 宏之	(社)全国建設業協会 (飛島建設株建設事業本部企画統括部土木企画G企画T)	大原 泉	国土交通省関東地方整備局企画部技術調整管理官
	米岡 拓彦	(社)日本道路建設業協会 (株)NIPPO舗装事業本部工事部工事課長)	加藤 利弘	国土交通省港湾局技術企画課長補佐
幹 事	中村 光昭	神奈川県土木施工管理技士会 (株)松尾工務店土木部部長)	前田 和義	農林水産省農村振興局整備部設計課 施工企画調整室課長補佐
			釜石 英雄	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 建設安全対策室主任技術審査官
			石坂 弘司	東京都建設局総務部技術管理課長
			原 俊彦	国土交通省関東地方整備局 企画部技術管理課課長

JCM
MONTHLY REPORT

編集・発行

JCMマンスリーレポート

Vol. 20 No. 6 2011.11

平成23年11月1日 発行

(隔月1回1日発行)

社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

The Japan Federation of Construction

Managing Engineers Associations (JCM)

〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目8番30号アルス市ヶ谷3階

TEL. 03-3262-7421 (代表) FAX. 03-3262-7424

<http://www.ejcm.or.jp/>

印刷

第一資料印刷株式会社

〒162-0818 東京都新宿区築地町8-7

TEL. 03-3267-8211 (代表)

技士会の

監理技術者講習

建設業全28業種の監理技術者が対象です



インターネット申込受講料 9,500円

紙申込の受講料9,800円

(テキスト代・講習修了証交付手数料・消費税含む)

県	講習地	実施日	県	講習地	実施日	県	講習地	実施日
北海道	札幌	H23・11月11日(金) H24・1月27日(金) H24・3月9日(金)	山梨	甲府	H24・2月14日(火)	香川	高松	H24・1月21日(土)
	旭川	H24・2月24日(金)	新潟	H24・3月6日(火)	愛媛	松山	H23・11月11日(金) H24・2月24日(金)	
	帯広	H24・2月10日(金)	愛知	名古屋		H23・11月25日(金)	高知	H24・2月1日(水)
栃木	宇都宮	H23・11月17日(木) H24・2月8日(水)	鳥取	鳥取	H24・2月21日(火)	福岡	福岡	H24・2月15日(水)
	東京	H23・12月9日(金)	広島		H23・12月1日(木) H24・2月1日(水)		宮崎	H23・11月16日(木) H24・2月8日(水)

- 技士会の継続学習制度
(CPDS)にお申し込みいただくと自動的に学習履歴として加点されます。
- インターネット
(<http://www.ejcm.or.jp/>) 申込なら顔写真もオンライン送信できます。

全国土木施工管理技士会連合会

The Japan Federation of Construction Managing Engineers Associations (JCM)

〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目8番30号

アルス市ヶ谷3階

電話03-3262-7421/FAX03-3262-7424

<http://www.ejcm.or.jp/>

定価250円 (税・送料込み)
(会員の購読料は会費の中に含む)